

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する  
大切なお知らせ 第6号

山下・高根・万田の  
「町の区域及び町名」が  
決定しました！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、令和3年1月  
検討会から新しい「町の区域及び町名」(案)を平塚市に提出  
しました。令和3年12月の平塚市議会定例会において、提  
出した案のとおり、議決されました。

※決定した「町の区域及び町名」は2ページをご参照ください。

【今後の予定】

令和4年4月～ 住居表示実施のための居住等の現地調査

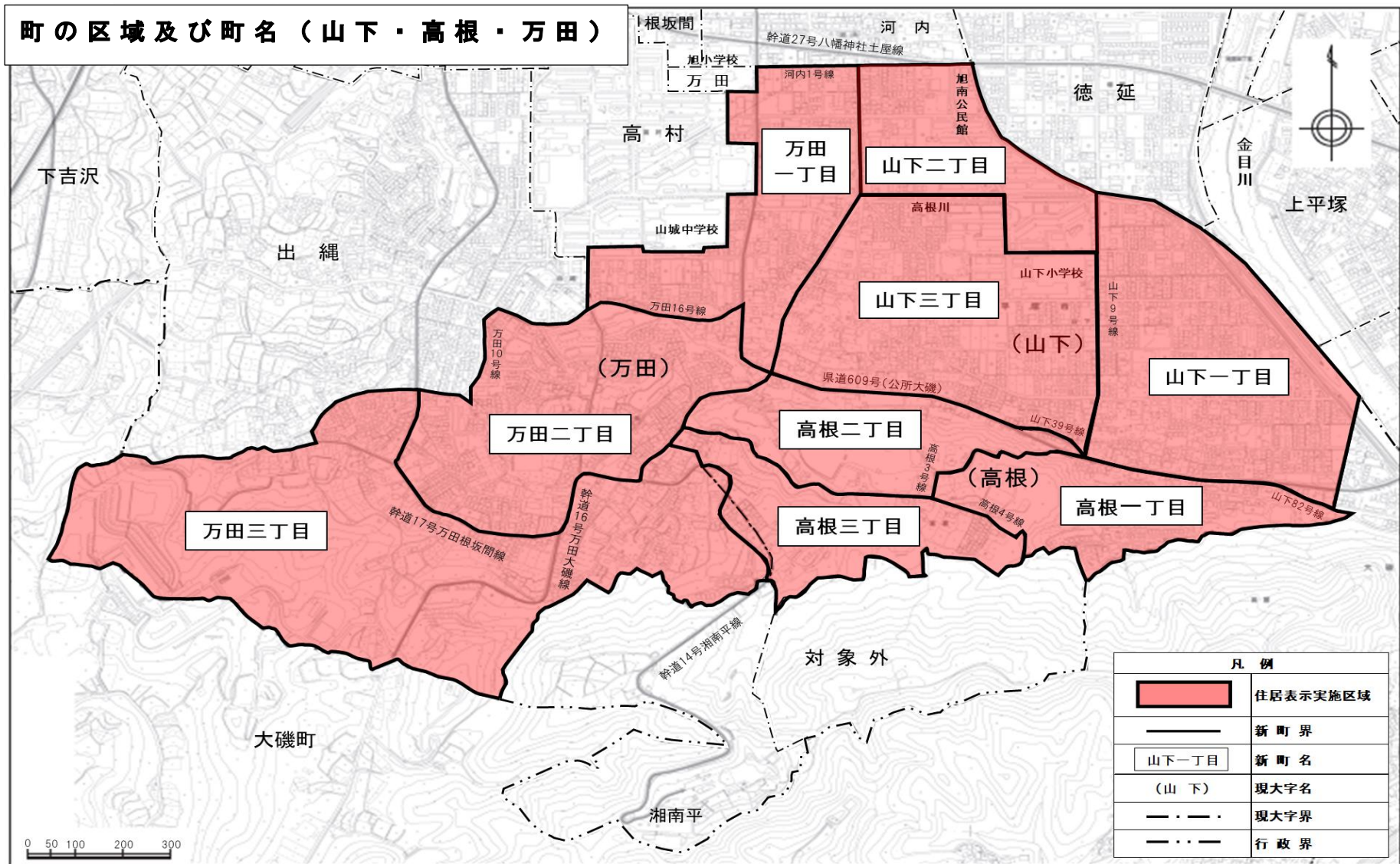
8月～ 説明会等の開催、新住所の通知

※新型コロナウイルス感染症の状況によって変更となる可能性があります。

10月 住居表示実施

※現時点では、10月17日(月)実施を予定しております。

令和4年10月からの山下・高根・万田の新しい町の区域及び町名はこちらです



実施期日：令和4年（2022年）10月17日（月） ※実施期日は確定ではありません。

## ～Q&A～

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳しくは8月以降に配付する住居表示の手引き（手続き等が記載）をご覧ください。説明会等の開催も予定しております。（新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合もございます。）

### ～～ 住所変更後の手続きの一例です ～～

◎ **手続き「不要」：行政(市や法務局等)が変更するもの（職権でできる）**

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）  
国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、  
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊟（小児）医療証、  
児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ **手続き「必要」：皆さんに住所変更手続きをお願いするもの（職権でできない）**

例 マイナンバーカード、運転免許証、保険証（社会保険等）、自動車の  
所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の  
住所、等

Q) 変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？

A) 代理人で可能な場合もございます。方法については、手引き（手続き等が記載）やお知らせ等でご案内します。

Q) 住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付（1世帯50枚）を予定しております。

Q) 住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？

A) 現在のところ、学区の変更はありません。自治会についても、区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q) 住所変更に伴い証明書等は発行されますか？

A) 市から「住居表示変更証明書」を発行します。配付する枚数や日付は、改めてお知らせ等でご案内します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更（例：山下⇒山下〇丁目）を行いますが、地番（土地の番号）の変更は行いません。



詳しくは事務局  
まで、お問合せく  
ださい。

令和4年1月

発行：旭地区第1次住居表示実施検討会  
（事務局 平塚市都市整備課）

電話：21-8783（直通）

23-1111（代表） 内線2114